

もつものとして使用されていることがあると考えられる。つまり、精神障害とは何であるのかが、国民にわかりづらいものとなっているのである。たとえば、障害という言葉が疾患を意味するものとして使用されていたり、さらに、その範囲あるいは内容が法制度上の扱いと医学やそれを基礎とした医療上の扱いに違いがあったり、時期によって異なったりしてきている。また、役所など同じ機関が使用する際にも、法律に基づく手続きの場合と統計や広報等での場合によって、それが違うものを示していることがある。

この精神障害の概念をめぐっての混乱は、法律によってその定義が異なる場合や、同じ法律でも章によってその定義が異なるものもあること、さらにそれが、医療や福祉といった実践場面で活用されている概念や広く国民が使用する概念と一致しないことからくるものである。その意味においては、現在のあいまいでいかようにも解釈可能な使われ方を改める必要があり、早急にそれらの整理を進めなければならないだろう。

以上のことを踏まえたうえで、ここでは、国連における障害（者）の定義を示し、次に日本における精神障害の定義を示すことにする。

①国連における障害者の定義

③国連における障害者定義

まず、国連での障害者についての定義をみると、「先天性か否かにかかわらず、身体的または精神的能力の不全のために、通常の個人または社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全にまたは部分的にできない人」（「障害者の権利宣言」1975年国連総会決議）と表現している。また、「障害者は、その社会のほかの異なったニーズをもつ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別の困難をもつ普通の市民と考えられるべきなのである」（「国際障害者年行動計画」1980年国連総会決議）としている。つまり、身体的または精神的能力の不全のために、普通の市民として、個人または社会生活に必要な人間的なニーズ（必要性）を自分自身では確保することが困難な人として捉えている。

さらに、「個人の特質である「機能・形態障害」とそれによって引き起こされる支障である「能力障害」、そして能力障害の社会的な結果である「社会的不利」の間には区別があるという事実についての認識を促進すべきである」（「国際障害者年行動計画」）とし、障害を構造的に理解することを提言したのである。その後、2001年の国連総会において、それまでの障害理解の枠組みであった国際障害分類（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps：

ICIDH) をさらに多角的で総合的なものへと発展させた国際生活機能分類 (International Classification of Functioning, Disability and Health : ICF) に改定され、今日に至っている。

ICFは障害部分にだけ焦点を当てそれを把握する枠組みではなく、疾患や障害を包含した健康状態と、それらが具現化される背景因子としての環境因子と個人因子も含めて、生活機能として把握する枠組みとなったのである(図3-2)。

②日本における精神障害の定義

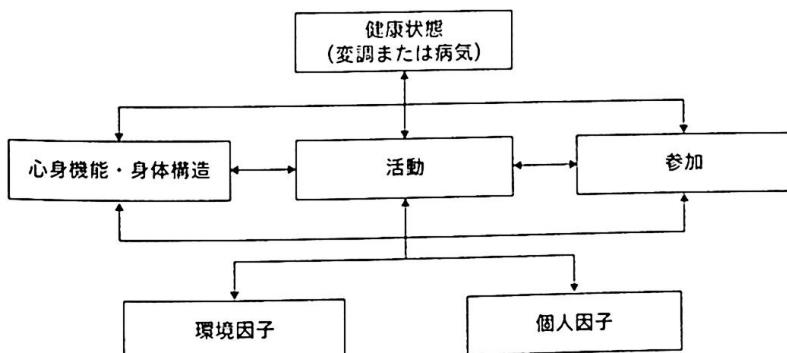
以上のように、国際的な視点では、疾患や障害を有する人を特別な人として把握するのではなく、一市民として位置づけ、それらの人の生活困難を把握する枠組みを環境という側面も含めて、多角的かつ総合的に捉えるものへと展開してきている。しかし、その流れにおいても、障害(者)を疾患(患者)と同義で使用するものではない。我が国においても、身体障害や知的障害の領域では、障害(者)の意味が、国際的な定義が示す内容と乖離するものではないだろう。一方で、精神障害に関しては、これらの意味とは異なるものとして使用されてきており、その範囲や内容が変化してきているものの、現在においても精神障害を精神疾患と同義として位置づけることが基本となっている。

精神障害者に係る中心となる法律は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)である。

精神保健福祉法で、障害という表現を用いながら疾患という意味で使用することの考え方については、同法に精神障害者福祉を追加する

図3-2 「国際生活機能分類」(ICF)

国際生活機能分類 (ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health) の構成要素間の相互作用



出典：障害者福祉研究会「国際生活機能分類 (ICF) ——国際障害分類 改定版」中央法規出版、2002.

1995(平成7)年改正時の説明を、後に以下のように整理し解説されている。

「疾患」と「障害」の用語の関係については、次のとおりである。

本条による精神障害者の定義は、精神障害者を精神疾患を有する者(*mentally disordered*)という医学的概念でとらえており、保健医療施策におけるとらえ方である。一方、障害者基本法第2条では、「この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」とし、精神障害者を能力障害に着目した概念でとらえているが、この意味での精神障害者(*mentally disabled*)は、生活能力の障害やハンディキャップに着目して援助を行うという福祉施策におけるとらえ方である。

この二つの概念は、日本語では「精神障害」という同じ言葉であるため、従来、明快な使い分けがされて来ず、平成5年に本条の定義規定を改正した際にも議論を残したが、平成7年改正で、精神保健法から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改めるに当たって、精神障害者の医療と福祉の関係を、この二つの障害概念の整理とあわせて明確に整理したところである。

ただし、一つの法律の中で、一つの用語に二つの定義を置くことはできないものであり、精神疾患に着目した概念の方が、能力障害に着目した概念よりも、ごく軽度の精神疾患や短期的な精神疾患を含み、対象者の範囲が広いため、法律上の定義としては、従来の精神疾患に着目した定義をそのまま残したものである」

これは、はじめて法律の条文に精神障害者という用語を使用した精神衛生法(1950(昭和25)年制定施行)における定義から始まり、その後の状況の変化に対しても、精神障害者という名称は変更せず、その解釈や条文を変更することを繰り返してきたことの結果である。

つまり、精神疾患のなかでも特に扱いが困難である者、あるいはその症状が重篤である者を精神病者と位置づけ、加えてそれらと同様な者として知的障害者などを、当時の精神科病院に強制的に隔離収容することを目的とした施策の対象者として精神障害者という名称を用いたことに端を発する。仮に、精神衛生法制定当時には障害者の概念が一般化されていなかったとしても、前述した国際的な定義が広まり、国内においても障害者が当たり前に使用される時期に、ましてや医療の対象としかされてこなかった精神障害者を福祉の対象としても位置づけるに至った今

Active Learning

「精神病者」と「精神障害」の用語を整理し、精神障害リハビリテーションの対象について考えてみましょう。

日においては、当然、その定義を見直す、あるいは名称を変更するといった取り組みがなされてしかるべきである。

それは、単に使用する用語についての議論ではない。国民の精神障害への理解促進にかかる重要な事項であり、さらには我が国の精神障害者施策のあり方を根本から変えていく議論につながるものである。

精神障害者の定義

前述したように、我が国では、精神障害の意味が一つのものとして明確に示されかつ共通言語として通用しているとはい難い状況にある。また、それらの中心となざるを得ない法律上の定義においては、精神障害を精神疾患と同義として扱うことを基本としている。さらに、それらに関連する施策ごとにそれぞれの対象が規定されている状況にある。したがって、精神障害を有する者として位置づけられる精神障害者の定義についても同様であり、それを用いる分野や立場、またそれを対象とする施策によって、その位置づけや内容が異なるものとなっている。

とはいって、精神保健福祉施策が展開されている現実を考えれば、法律上の定義に則って、精神障害者の位置づけを理解することが、まず必要になってくる。これらのこと踏まえたうえで、以下に中心となる法律上の定義による解釈とそれに基づく精神障害の捉え方を示すこととする。

精神障害者に係る法律のなかで、その基本的枠組みとなるものは精神保健福祉法であり、障害者としての位置づけは障害者基本法となる（障害福祉サービスに関するものについては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）であるが、定義に関する規定については、精神保健福祉法によることを前提としている）。

上田敏は「『障害』の語をめぐっての混乱——とくに『精神障害』について」「リハビリテーションを考える」（青木書店、1983.）で次のように述べている。「…問題なのは『精神障害』といういい方である。これは本来『精神病』または（神経症その他を含める意味で）『精神疾患』というべきものを、精神病という言葉のひびきの悪さ（まさにスティグマー烙印一を押し、偏見や差別を惹き起しがちな）を避け、やや柔らかい（が曖昧な）『障害』という言葉を使ったものであり、いわば一種のユウフェミズム（euphemism—不快な言葉を言葉をとり変えるだけで不快さを除こうとするもの）である。…精神疾患と精神障害とはあきらかに違った概念に属すべきものであり、安易な言い換えは混乱のもとである。…この場合の『精神障害』はあきらかに『精神疾患』の代用語であり、眞の意味での障害または障害者を指しているものではない」。

精神障害者にかかるほかの主な法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、発達障害者支援法などがあり、また、精神障害者保健福祉手帳や障害年金といった制度ごとで、それぞれその対象となる精神障害（者）を規定している。

る)。

①精神保健福祉法における定義

まず、精神保健福祉法の第5条では、「この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」とし、その定義を示している。ここでいう知的障害や精神病質も精神疾患に分類されているものであり、簡単にいえば、「精神障害者」＝「精神疾患患者」、つまり、精神科の病気にかかっている者となる。なお、知的障害については、同法の医療および保護に関して適用されるものであり、保健および福祉に関しては、適用されないものとして、同法第6章および第7章においては、精神障害者の定義から知的障害者を除くものと条文に明記されている。

②障害者基本法における定義

次に、障害者基本法の第2条では、障害者を、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義している。

また、社会的障壁を、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義している。

③精神障害リハビリテーションの対象としての位置づけ

これらの法律による定義から、精神障害者には、精神科の疾患があり、かつ、その疾患および社会的障壁のために継続的に日常生活または社会生活に相当な困難を有している者＝障害者として位置づけられる者と、精神科の疾患があるが、継続的に日常生活または社会生活に相当な困難は有していない者＝精神疾患患者としてのみ位置づけられる者とに大別できる。これは、医療と福祉といった性格の異なる施策の対象が同じ名称で運用されていることを示すものである。

〔脚注〕 「精神保健福祉法——新旧対照条文・関係資料」（中央法規出版、p.72、1995.）には、次のようにある。「なお、精神薄弱者については、本法第5条の定義では、障害を身体の障害と精神の障害に分ける分け方により、精神薄弱者も精神障害者の定義に含め、精神医療に関する規定は、精神薄弱者にも適用することとしていますが、福祉施策については、別途、精神薄弱者福祉法があることから、障害者を身体障害、精神薄弱、精神障害の三つに分ける障害者基本法の区分法にならない、第6章（保健及び福祉）及び第7章（精神障害者社会復帰促進センター）においては精神障害者から精神薄弱者を除くものと規定（第45条第1項）しています」。なお、「精神薄弱」という用語は、法改正により、「知的障害」に改められている。